令 和 2 年

舞鶴市議会6月定例会議案

第51号議案及び第52号議案(追加)

令和2年6月12日提出

提 出 議 案 一 覧 表

議	案	番	号	件	名	掲載頁
第	51	号 議	案	舞鶴市手数料条例の一部をi	改正する条例制定について	1
第	52	号 議	案	委託契約について(「GIGA ための舞鶴市学習系ネット		2

第51号議案

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月12日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例

舞鶴市手数料条例(平成12年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

別表中第 42 号を削り、第 43 号を第 42 号とし、第 44 号から第 57 号までを 1 号 ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

今般の新型コロナウイルス感染症が及ぼす市民、事業者等への深刻な影響に 鑑み、市長が特に必要と認める場合は、既に徴収した手数料を還付できること とする等所要の改正を行いたいので提案する。

第52号議案

委託契約について

下記のとおり委託契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

「GIGA スクール構想」を実現するための舞鶴市学習系ネットワークシステム構築業務

2 契約の方法

随意契約

3 契約金額

373, 766, 800 円

4 契約の相手方

大阪市中央区和泉町2丁目2番2号 株式会社内田洋行大阪支店

取締役専務執行役員支店長 秋山 慎吾

令和2年6月12日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

「GIGA スクール構想」を実現するための舞鶴市学習系ネットワークシステム 構築業務に係る委託契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により 議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工 事又は製造の請負とする。